

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

総務課

目 次

重点事項

第1	平成30年度社会・援護局(社会)関係予算(案)及び生活困窮者自立支援法等の一部改正法案について	1
第2	簡素な給付措置(臨時福祉給付金)について	7
第3	矯正施設退所者の地域生活定着支援について	
1	事業概要について	10
2	平成30年度予算案の内容等について	10
第4	自殺対策の推進について	
1	自殺対策の状況等について	16
2	今後の自殺対策について	17

連絡事項

1	無料低額介護医療院利用事業等について	24
2	共同募金運動について	26
3	社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について	28

参考資料

	平成30年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>	29
--	----------------------------	----

第1 平成30年度社会・援護局（社会）関係予算（案）及び生活困窮者自立支援法等の一部改正法案について

平成30年度の社会・援護局（社会）関係予算（案）全体は、3兆74億円であり、生活保護基準の必要な見直しを行うとともに、生活保護や生活困窮者支援をはじめ地域福祉等に関する様々な課題に対応するために必要な予算を計上したところである。

特に、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援を含め、今国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに係る関連法案「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を予算関連法案として提出し、生活困窮者等の一層の自立の促進を図ることとしている。

このほか、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進、新たな自殺総合対策大綱を踏まえた自殺総合対策の更なる推進、福祉・介護人材確保対策の推進、社会福祉法人等に対する支援、東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援を推進していくので、各地方公共団体におかれては、積極的な事業実施をご検討いただくとともに、効果的に負担金や補助金等をご活用いただくようお願いしたい。

<主要事項>

○ 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり 26億円（20億円）

○ 生活困窮者の自立支援の強化 432億円（400億円）

（主な充実内容）

- ・ 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施や居住支援の推進など、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
- ・ 小学生や高校生世代に対する子どもの学習支援の充実 47億円（35億円）
- ・ 生活保護受給者に対する家計相談支援【新規】 2.3億円
- ・ 居住支援の推進【新規】 2億円

○ 生活保護の適正な実施 2兆9,009億円（2兆9,117億円）

- ・ 一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図り、生活扶助基準の見直し（増減額）を実施

※ 減額については、▲5%以内にとどめる。

※ 平成30年10月以降、3段階実施

- ・ 生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援【新規】 17億円
- ・ 医療扶助の適正実施の強化【新規】 49億円

○ 自殺総合対策の更なる推進 31億円（30億円）

○ 「入門的研修」の創設や介護職のイメージ刷新等の福祉介護人材確保対策の推進等

※ 平成30年度予算（案）額を記載（括弧書きは平成29年度予算額）

平成30年度予算案のポイント(社会・援護局(社会))

I 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり 【26億円】(20億円)

支え手側と受け手側が常に固定することなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

II 生活困窮者自立支援の強化及び生活保護制度の適正実施

<生活困窮者自立支援の強化> 【432億円】(400億円)

平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出し、生活困窮者等の一層の自立を促進。

- 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施や居住支援の推進など生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
- 小学生や高校生世代に対する子どもの学習支援の充実
- 生活保護受給者に対する家計相談支援や広域実施の推進等による就労支援の強化 等

<生活保護の適正な実施>

- 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を実施
※ 減額については、▲5%以内にとどめる。
※ 平成30年10月以降、3段階実施
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学への支援
- 後発医薬品の原則化、レセプトを活用した医療扶助の適正化 等

III 自殺総合対策の更なる推進 【31億円】(30億円)

- 自殺対策基本法及び平成29年7月に策定した自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 子ども・若者の自殺対策について、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICTを活用した相談窓口への誘導、SNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行う。

IV 福祉・介護人材確保対策の推進

福祉・介護人材確保を図るため、地域医療介護総合確保基金(→老健局計上)の活用などを通じて、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進。

- 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進 地域医療介護総合確保基金(60億円)の内数
- 介護職のイメージ刷新等による介護人材確保対策の強化 3.7億円(新規)
- 経済連携協定等の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者等への支援) 等

○ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

○ 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

参考2

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部署で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)) 等

施行期日

平成30年10月1日(ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等)
※平成31年11月支払いより適用

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

- 生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - 生活困窮者の尊厳の保持
 - 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- 定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- 事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- 事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
- （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- 生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

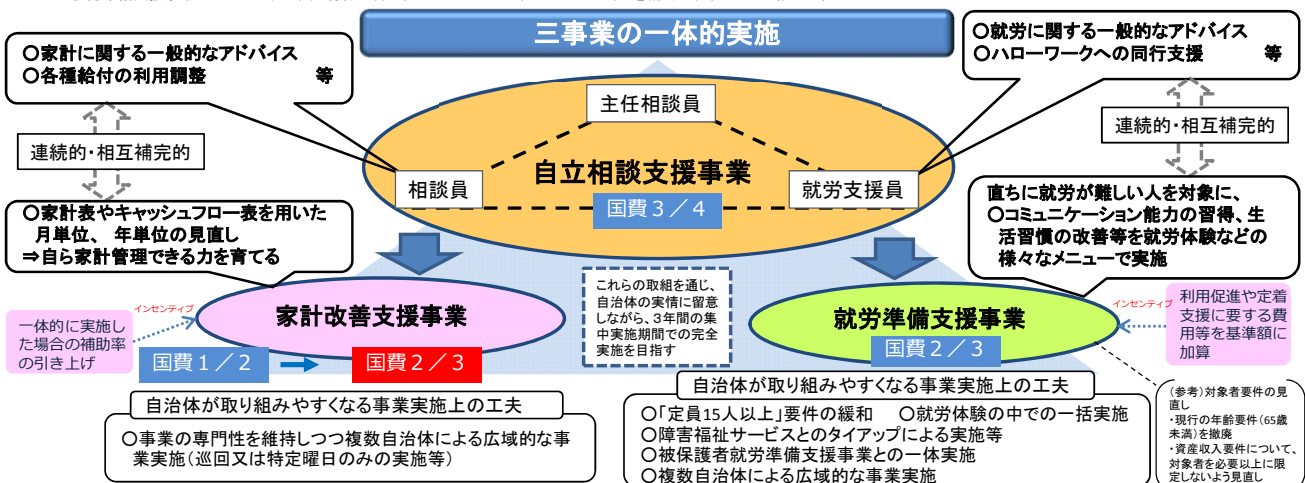
会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる（1/2→2/3）。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助（補助率：1/2）
- 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助（補助率：3/4）。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援
(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

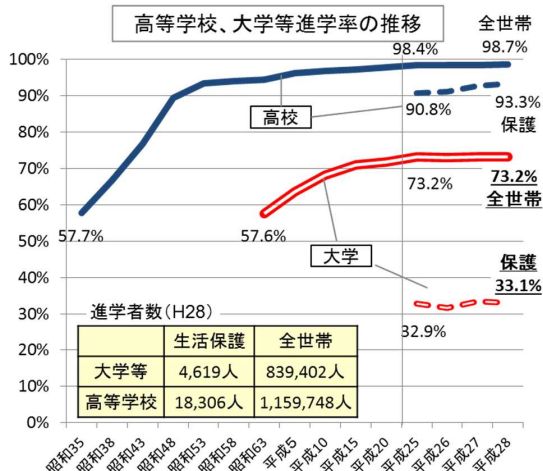
大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。

(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。



東京都23区(1級地の1)母と子2人の3人世帯における
第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	減額しないことに	進学前	進学後	差
生活扶助		18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)		6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)		1万600円	1万600円	0
合計		26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注) 金額は平成30年4月1日現在

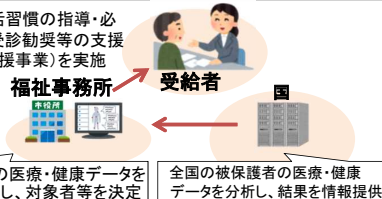
(参考) 第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。

対象者に生活習慣の指導・必要な医療の受診勧奨等の支援（健康管理支援事業）を実施



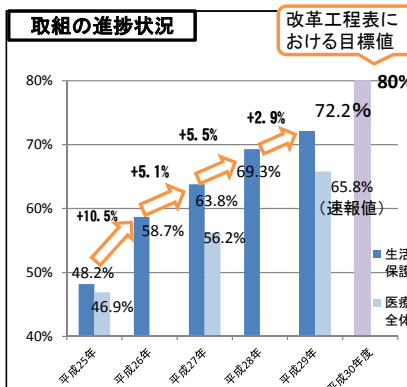
データに基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援

2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定（生活保護法第34条第3項の改正）

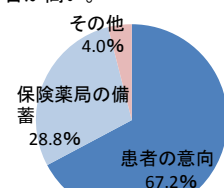
医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品による給付

- 後発医薬品使用割合は約7割となっている。
- 一方で、薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が67.2%と高い。
- 地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要 との意見
- 医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施



取組の課題

後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が高い。



※医師等が一般名処方した医薬品について、薬局で後発医薬品を調剤しなかった理由を調査したもの

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化（貧困ビジネス規制）

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②現在ガイドライン（通知）で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

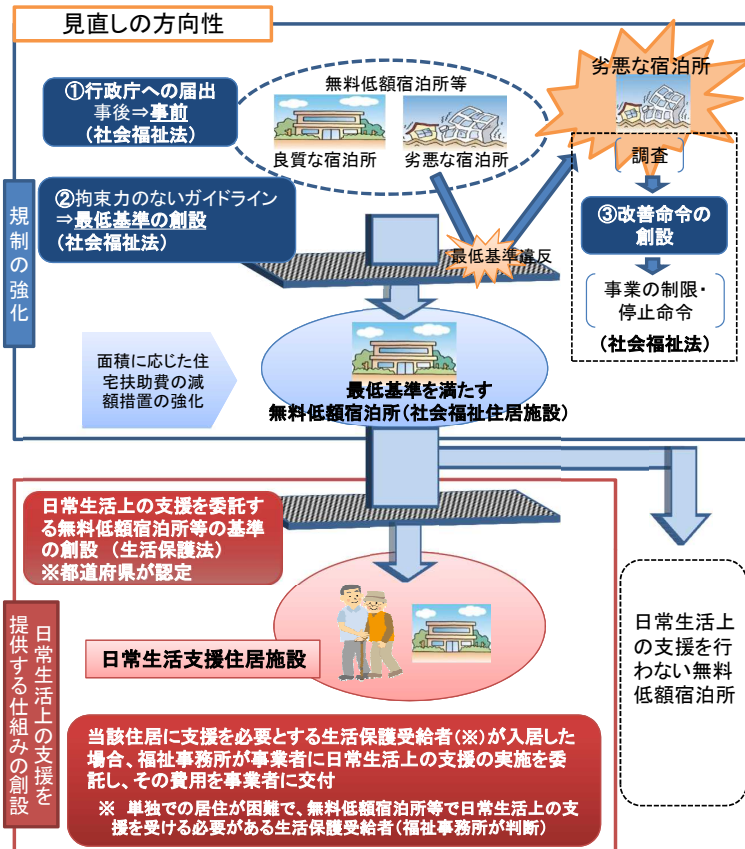
2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状（平成27年6月）

- 施設数：537、入所者数15,600人（うち生保受給者14,143人）
- 居室面積：7.43㎡未満200施設（43%）（ガイドラインの基準：7.43㎡以上7.43～15㎡未満217施設（47%）（住宅扶助面積減額対象：15㎡以下）
- 食費、その他の費用（光熱水費、サービス利用料など）を徴収する施設数、平均徴収月額：食費 453施設（84%） 28,207円、その他の費用 469施設（87%） 15,597円

結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満



児童扶養手当の支払回数の見直し

- 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し案>

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払			2020年1月支払		3月支払	
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日)抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日)抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

第2 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）について

（1）簡素な給付措置について

「簡素な給付措置」（臨時福祉給付金）については、平成26年度の支給開始以来、平成27年度から28年度に実施した年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け及び障害・遺族年金受給者向け）も含め、幾度に及ぶ事業実施にご理解とご協力をいただき、今年度にかけて実施した経済対策分（15,000円）も、2,000万人を超える対象者に支給のうえ事業終了を迎えることに、改めて厚く御礼を申し上げます。

（2）国庫補助金の精算業務等について

平成28年度から29年度にかけて実施した臨時福祉給付金（経済対策分）に係る国庫補助金の額の確定等については、順次手続きを行っているところであるが、実績報告書の提出時期が事業終了時期や確定年度等によって異なることから、平成29年12月20日付事務連絡及び平成30年1月12日付課長通知を確認いただき、所定の期限までに提出いただくようお願いする。

なお、実績報告書提出後に実支出額や交付決定額の修正などによる差し替え等が散見されることから、提出にあたっては、執行額の確認等について細心の注意を払うよう管下市町村への周知等をお願いする。

また、平成30年度に新たな給付事業は予定されていないが、今年度まで実施した給付金の国庫補助金の精算業務等、一定の事務が終了するまで、引き続き社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室として対応することとしている。

最終の実績報告書の提出時期については、平成30年6月末を予定しており、都道府県におかれては、円滑な事務処理実施の観点から、新年度においても引き続き補助金等の執行に関する事務の一部について御協力をお願いするとともに、組織の見直し、縮小を行う場合は、事務引継ぎに遺漏なきようお願いする。

なお、当該事務処理にかかる経費について、平成30年度予算は措置されていないので、ご理解願いたい。

（3）広報活動の終了について

国が実施してきた広報活動の終了に伴い、以下について承知おき頂くとともに、適

宜必要な対応に御協力をお願いする。

ア 特設ホームページ

簡素な給付専用特設ホームページ (<https://www.2kyufu.jp/>) は、今年度末で運用を終了する。

各自治体のホームページにおいてリンクを貼っている場合等には、バナーを削除頂くなどの対応をお願いする。

なお、新年度以降、給付金関係情報は厚生労働省HPに掲載する予定である。

イ 特設コールセンター

国民からの一般的な問合せに対応するため開設してきた特設コールセンター（0570-037-192）については、今年度末で終了し、新年度以降の問合せについては厚生労働省で対応する。なお、連絡先は改めて周知するので承知おき願いたい。

ウ ポスター・チラシ

各省庁や関係団体の協力の下、医療機関、交通機関、商業施設等に広く配布した経済対策分に係るポスター・チラシについては、申請期間のピークとなる昨年4月から6月頃までの設置をお願いし、多くの市町村において申請受付が終了した同年10月には、所管省庁等を通じてこれらの撤去を依頼してきたところである。

しかしながら、未撤去のポスター・チラシを見て、新たな給付が始まったと誤認され問い合わせてくる事案が引き続き散見されたことから、本年2月に改めてポスター・チラシの撤去について周知を行ったところである。

各自治体におかれては、これらの取組を承知いただくとともに、ポスター・チラシ撤去の取組にご理解・御協力をお願いする。

なお、市町村の庁舎や関係施設内でポスター・チラシを見たという声も未だに聞かれることから、改めて市町村の施設内について確認・撤去の徹底に御協力をお願いする。

【参考】国庫補助金の諸手続について（平成30年1月24日付 自治体あて連絡添付資料）

別紙

平成29年度内確定希望等に係る今後の諸手続

A. 平成29年度内確定を希望する場合

以下は平成30年1月12日付課長通知「平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費等の国庫補助における事業実績報告書の提出日について」及び「平成29年12月20日付事務連絡「臨時福祉給付金給付事業に係る執行手続等について」にて対応

- 別添①～④の要綱で、年度内確定を希望、かつ、平成29年12月末日までに事業完了し、実績報告書提出
 - 平成30年1月31日 実績報告書〆切 指定都市・中核市・都道府県（事務費のみ）
 - 平成30年2月9日 実績報告書〆切 都道府県（市町村とりまとめ分）
 - 平成30年3月下旬 確定
 - 平成30年4月中旬 国庫返還期限

以下は前述の事業実績報告書の提出日に係る課長通知及び事務連絡に合わせて、平成30年1月12日付事務連絡「臨時福祉給付金事業費補助金及び臨時福祉給付金事務費補助金に係る仮事業実績報告書の提出について」にて対応

- 別添①～④の要綱で、平成29年度内確定を希望、かつ、平成30年1月～3月までに事業完了し、実績報告書提出
 - 平成30年2月23日（仮）実績報告書〆切
指定都市・中核市・都道府県（事務費のみ）
都道府県（市町村分とりまとめ）
※ただし、電子メールのみ登録
 - 平成30年3月12日 実績報告書〆切
2月までに事業完了した指定都市・中核市・都道府県（事務費のみ）
 - 平成30年4月10日 実績報告書〆切
3月に事業完了した指定都市・中核市・都道府県（事務費のみ）
都道府県（市町村分とりまとめ）
 - 平成30年4月下旬 確定
 - 平成30年5月中旬 国庫返還期限

B. 別添③又は④の要綱に基づく最終追加交付（精算払分）を申請する場合

平成30年1月12日付課長通知「臨時福祉給付金等給付事務費及び臨時福祉給付金給付事業費の国庫補助における交付申請書等並びに事業実績報告書の提出日等について（最終追加交付（精算払分）」にて対応

- 平成30年1月26日 事前登録〆切
- 平成30年2月2日 交付申請等〆切
- 平成30年2月下旬～3月上旬 交付決定
- 平成30年4月3日 実績報告書〆切
- 平成30年4月中旬 確定
- 平成30年4月27日まで 精算払い

C. 平成30年度確定を希望する場合

後日、平成30年6月29日〆切実績報告書提出依頼を予定

（留意点）

- 当該手続は各自治体の希望により、平成29年度内に事業を完了し、交付額の確定まで手続を行うものです。
- したがって、それ以外については、上記C. 平成30年度確定による処理で差し支えありません。

（別添）

交付要綱及び交付決定のパターン

本給付金は以下の各交付要綱毎に実績報告書を提出することにより補助金の交付額を確定する。

- 平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費補助金交付要綱（地方繰越した自治体が対象）
- 平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金交付要綱（同 上）
- 平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事業費補助金交付要綱（平成29年度中に交付決定した自治体が対象）
- 平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金等給付事務費補助金交付要綱（同 上）

※交付決定は以下のいずれかのパターンで受けているので、該当する交付要綱を確認すること。

	平成28年度	平成29年度
事業費	平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費補助金 ⇒ 平成29年6月30日までに実績報告書提出済み	平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事業費補助金 <上記③要綱に基づき対応>
	平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費補助金 <上記①要綱に基づき対応>	平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金給付事業費補助金 <上記③要綱に基づき対応>
	平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費補助金 <上記①要綱に基づき対応>	地方繰越
事務費	平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金 ⇒ 平成29年6月30日までに実績報告書提出済み	平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金等給付事務費補助金 <上記④要綱に基づき対応>
	平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金 <上記②要綱に基づき対応>	平成29年度（平成28年度からの繰越分）臨時福祉給付金等給付事務費補助金 <上記④要綱に基づき対応>
	平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金 <上記②要綱に基づき対応>	地方繰越

第3 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

1 事業概要について

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難である。そのため、平成21年度から「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」が開始された。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいただいている。

【地域生活定着促進事業におけるセンターの主な業務】

（1）コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

（2）フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

（3）相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

2 平成30年度予算案の内容等について

（1）平成30年度予算案の内容について

本事業については、再犯防止推進法に基づき平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画も踏まえ、平成30年度においては、矯正施設や福祉関係者等との連携を強化するために一定の充実を図る。

一方、本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、定額補助(3/4相当額)の考え方を維持しつつ、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、平成30年度から、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。

具体的には、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として、以下のとおり実施する。

ア 実施主体

都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

イ 補助率

定額補助（3／4相当）

ウ 補助基準額

実施主体ごとに以下の合計額を補助基準額とする。

- ・基礎事業費：13,500 千円
- ・コーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた事業費
：1 件当たり 80 千円

※ 詳細については参考資料も参照されたい。

（2）既存の福祉的支援等との連携強化等について

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、また、本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人に特に優先して活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであつて、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要であると考えている。

そのため、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保していただくとともに、既存の福祉的支援等との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いしたい。関連して、平成 27 年 12 月 24 日に事務連絡「違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について」を発出しているので、連携強化の際の参考とされたい。

なお、被疑者・被告人段階の人への支援については、コーディネート業務及びフォローアップ業務の実施に支障を来さない限りにおいて、相談支援業務として実施することは不可能ではないとしてきていたところ、上記趣旨に鑑み、他に利用可能な事業がある場合はその活用に努めるなど、適切に対応されたい。

例えば、地域生活定着促進事業とは別事業であるが、資料 8 の法務省大臣官房秘書課再犯防止推進室の資料のとおり、平成 30 年度から、いわゆる入口支援の内容を含む「地域再犯防止推進モデル事業」が実施される予定であり、地域における被疑者・被告人段階の人の円滑な社会復帰の観点から、当該事業の積極的な活用も検討されたい。

また、法務省とは継続的に連携のあり方等に係る協議を行ってきているところ、地域生活定着支援センターの業務の円滑化を図るため、これまでも、センターに提供される情報の充実化や保護観察所による生活環境の調整の強化などを法務省側に要請し、実現されてきた。今後とも、都道府県やセンターの御意見を踏まえ、法務省と必要な協議を行っていく。

(参考1) 再犯防止推進計画(抄)

○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

○ 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

※ 再犯防止推進計画については、平成29年12月28日付け厚生労働省社会・援護局総務課・障害保健福祉部企画課事務連絡「再犯防止推進計画の決定について」においても連絡しているので、御確認願いたい。

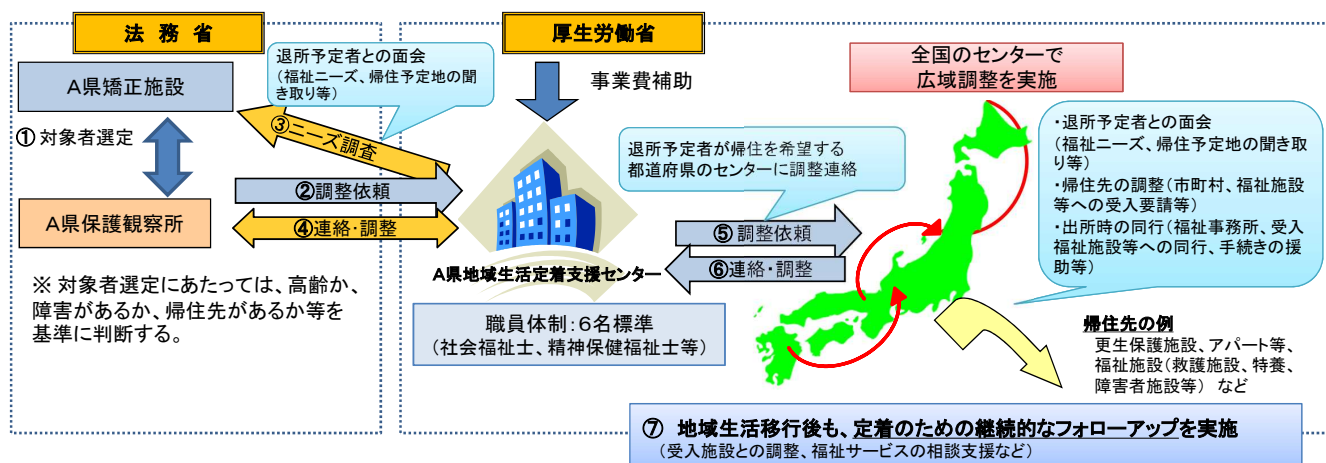
※ 地域福祉計画については、平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインをお示ししているので、御確認願いたい。

(参考 2) 関連通知等

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成 21 年 4 月 1 日付け法務省保観第 206 号、社援発第 0401019 号）
- 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成 27 年 7 月 27 日付け社援発 0727 第 2 号）別添地域生活定着促進事業実施要領
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成 21 年 5 月 27 日付け社援総発第 0527001 号）
- 地域生活定着促進事業に係る質疑応答集（平成 29 年 3 月 24 日最終改正）

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
(平成28年度は延べ1,384人のコーディネートを実施し、うち694人が受入先に帰住)



地域生活定着促進事業の平成30年度における補助基準額(案)

1. 基本的な考え方

- 再犯防止推進法に基づき平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画も踏まえ、平成30年度においては、矯正施設や福祉関係者等との連携を強化するため、一定の充実を図る。
- 一方、本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、定額補助(3/4相当額)の考え方を維持しつつ、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。

2. 補助基準額(案)

都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額とする。

	補助基準額(案)
基礎事業費	13,500千円 ((17,000千円 + 1,000千円) × 3/4) (調査研究事業における試算から) (連携強化費)
コーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた事業費	1件当たり80千円 (調査研究事業における試算から)

- ※ 各基準については、平成29年度社会福祉推進事業における調査研究事業による試算を算出の根拠としている。
- ※ 基礎事業費については、3/4相当により積算する。
- ※ 業務件数については、「地域生活定着促進事業実績状況調べ」における平成26年度～平成28年度のコーディネート業務の実績とフォローアップ業務の実績の合計(フォローアップ業務の実績については1/2相当)により積算する。各年度の実績は、それぞれの業務の「支援継続中件数」の合計と「年度内支援終了件数」の合計を足したものとす。
- なお、積算に当たっては、業務件数の合計が101件以上の場合は50件ごと、100件以下の場合は25件ごとに区分けし、各区分の最大値(例: 101件～150件は150件相当、76件～100件は100件相当)を3で除したものにより積算する。

3. 経過措置等

- 経過措置として、上記2で算出した基準額と平成29年度の交付額を比較し、5%以上の減額となる場合は、平成29年度の交付額の95%の補助基準額とする。
- この基準に依り難い場合には、個別協議による対応を検討。

※ 平成31年度以降は、予算の執行状況を踏まえつつ、経過措置の縮小又は2の基準額への完全移行を検討。

地域生活定着支援センターの平成28年度の支援状況と職員配置状況

	(単位:人)			(単位:人)
	コーディネーター	フォローアップ	相談支援	職員配置 H29.3.31 現在
北海道	74	164	27	12
青森県	13	20	1	5
岩手県	13	12	10	4
宮城県	30	41	28	7
秋田県	9	13	23	5
山形県	22	20	8	5
福島県	13	23	2	5
茨城県	23	37	3	4
栃木県	17	30	6	8
群馬県	23	54	41	5
埼玉県	54	144	40	12
千葉県	54	46	31	5
東京都	104	165	10	8
神奈川県	62	63	4	6
新潟県	34	32	54	5
富山県	9	14	9	4
石川県	9	12	6	5
福井県	17	38	30	4
山梨県	11	12	43	4
長野県	21	12	12	5
岐阜県	15	15	80	6
静岡県	45	51	11	4
愛知県	100	156	33	9
三重県	24	39	9	5
滋賀県	15	23	82	5
京都府	34	32	11	6
大阪府	63	107	50	5
兵庫県	28	23	60	6
奈良県	10	17	36	5
和歌山県	26	19	54	5
鳥取県	15	20	10	4
島根県	7	9	11	5
岡山県	20	15	69	4
広島県	35	46	13	5
山口県	10	12	15	6
徳島県	9	12	29	7
香川県	19	36	14	4
愛媛県	15	30	2	3
高知県	13	9	59	4
福岡県	68	105	7	6
佐賀県	32	44	31	7
長崎県	46	88	117	5
熊本県	21	38	25	6
大分県	20	40	23	6
宮崎県	13	17	51	6
鹿児島県	35	36	3	6
沖縄県	34	46	7	6
合 計	1384	2037	1300	264

- 各都道府県の人口規模や支援を受ける人の希望、福祉サービスの資源量その他、矯正施設の性質・定員等に偏在があることなどのため、上記の数値を比較等して、各都道府県の取組姿勢その他を評価することはできない。
- 上記のコーディネーターの数値は、支援を受けた人の実数であり、他のセンターに対応を依頼した件数は含まれていない。
- 上記の職員配置の数値は、常勤換算化されていない(非常勤や兼務の職員数も含まれている)。

第4 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

（1）自殺の概況

警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、1998（平成10）年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていたが、2012（平成24）年に15年ぶりに3万人を下回った。2017（平成29）年は2万1,140人（速報値）と、6年連続で3万人を下回った。

（2）自殺対策の状況

ア 新たな自殺総合対策大綱

2017（平成29）年7月25日に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された。今回の大綱見直しでは、2016（平成28）年3月の自殺対策基本法（以下「基本法」という。）の改正内容や、我が国の自殺の実態を踏まえ、抜本的な見直しを行っている。

主な内容は以下のとおりである。

- ・ 生きることを阻害する要因を減らし、生きることを促進する要因を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることを基本理念に盛り込んでいる。
- ・ 基本法の改正により策定が義務付けられた、地域の自殺対策計画の策定の支援として、地域レベルの実践的な取組への支援の強化を重点施策としている。
- ・ 子ども・若者の自殺対策の更なる推進と勤務問題による自殺対策の更なる推進を重点施策として新たに柱立てしている。
- ・ 今後10年間の目標として、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2015（平成27）年比で30%以上減少させることとしている。

イ 都道府県自殺対策計画等の策定支援

2016（平成28）年3月、自殺対策を、地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、更に総合的かつ効果的に推進するため、基本法が改正されたことにより、都道府県及び市町村において、自殺総合対策大綱を勘案し、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられた。

そこで、厚生労働省において、自治体の自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点等を取りまとめた都道府県及び市町村自殺対策計画策定の手引を作成し、2017（平成 29）年 11 月に通知した。併せて、都道府県及び市町村における既存事業の中で「生きる支援」に関連する事案を最大限に活かし、より充実した計画策定の参考としていただくための「事業の棚卸し事例集」を取りまとめ送付、及びホームページに公開した。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186732.html>

また、自殺総合対策推進センターは、全ての自治体の自殺実態を分析した地域自殺実態プロファイルと地域自殺対策政策パッケージの策定を 2017（平成 29）年 12 月に都道府県及び市町村へ提供しているので、各自治体が地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が円滑にできるよう活用いただきたい。

2 今後の自殺対策について

（1）都道府県自殺対策計画等の策定と地域レベルでの自殺対策の取組

厚生労働省では、都道府県においては 2017（平成 29）年度中を目途に、市町村においては 2018（平成 30）年度中に、新たに自殺対策計画を策定（又は当該計画を見直し）することをお願いしている。地域自殺対策計画の策定には、首長のリーダーシップが不可欠と考えられることから、自殺の状況や自殺対策に関する基礎自治体のトップの理解を深めるため、各都道府県において自殺対策トップセミナーを開催した（2018（平成 30）年 2 月 28 日現在、47 都道府県中 37 府県で実施済。同年内に残る 10 都道府県で実施予定）。

また、自殺対策計画の策定支援や人材育成研修等、市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、支援を行う「地域自殺対策推進センター」の今年度中の設置をお願いしているところであり、これら地域自殺対策推進センターによる効率的な支援のもと、計画策定の手引や地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策政策パッケージ等を活用しながら、地域の実態等に応じた計画策定を進めていただくよう願います。

（2）座間市における事件の再発防止策

2017（平成29）年10月に起きた座間市の事件を受けて、二度と今回のような悲慘な

事件を繰り返さないことは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、政府は、「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」を開催し、2017（平成29）年12月19日、関係省庁における従来の取組を検証した上で、再発防止策を取りまとめた。

厚生労働省では、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策として、次の3つを柱に取組を推進していく。

第一に、ICTを活用した相談窓口への誘導を強化することとし、情報通信事業者に要請して、厚生労働省のホームページにおいてSNS等による相談窓口を含めて紹介できるようにする。

第二に、SNS等を活用した相談対応を強化するため、広く若者一般を対象とするSNSによる相談事業への支援を行うこととし、2018（平成30）年3月の「自殺対策強化月間」からの事業開始を目指す。事業の実施状況を検証しながら、相談支援のノウハウを集約したガイドラインの作成や、相談員の研修を実施する。

第三に、インターネット上の取組だけにとどまらず、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことができる若者の居場所づくりの支援を行う。また、現行の自殺総合対策大綱に盛り込んだ「子ども・若者の自殺対策」を着実に推進し、若者への「生きることの包括的な支援」を進める。

これらのうち、SNS等を活用した相談対応の強化については、地域自殺対策強化交付金（自殺防止対策事業）を活用して民間団体（13団体）において今月から事業を開始している。

また、2018（平成30）年度は、地域自殺対策強化交付金により、上記3つの柱について具体的な取組と政策効果を高めるための実践的な研究とを文部科学省と連携しつつ一体的に実施する予定である。

（3）地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）

本事業については、2018（平成30）年度も引き続きメニュー事業として実施する。メニュー及び交付率は昨年度と同じであるが、事業の必要性・有効性をよく精査いただき、漫然と前年度と同様の事業を申請することのないよう、特に都道府県におかれては都道府県と市町村の役割を明確化し、事業の重複を排除するなど、事業の効率的な実施に向けた調整をお願いします。

また、市町村におかれては、2018（平成 30）年度中に市町村自殺対策計画を策定するに当たり本事業を活用する場合は、委託料が過大にならないよう、主体的な計画策定に努められたい。

（４）自殺対策強化月間

本日（３月１日）から自殺対策強化月間が始まった。年度をまたぐ時期は、進学や就職などにより生活環境が大きく変わる時期で、悩み事が多くなり、自殺リスクが高まることが懸念される。こうした悩みを抱えた人たちが必要な支援を受けられるよう、各自治体において相談事業や啓発事業の推進をお願いする。

自殺対策の推進

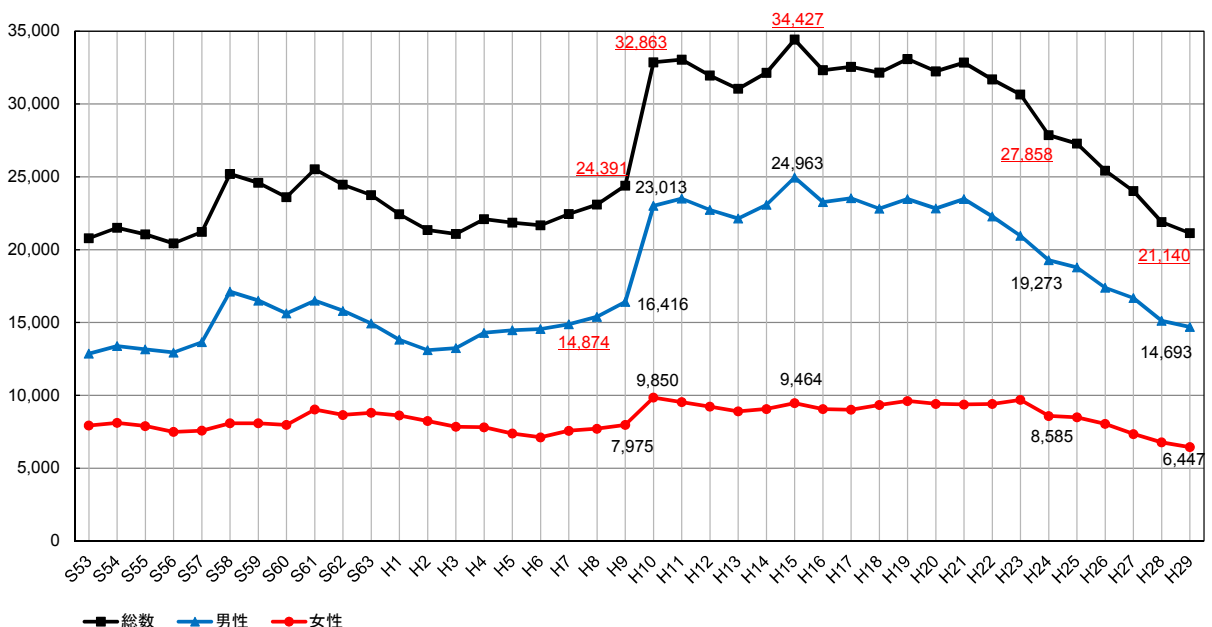
(1) 現状

- 自殺者数は6年連続で3万人を下回るものの、依然として年間約2万1千人（平成29年速報値）という深刻な状況。
- 平成18年6月、議員立法による自殺対策基本法成立。「自殺総合対策大綱」に基づく施策を推進。
- 平成28年4月1日、自殺対策業務が内閣府から厚生労働省へ移管。同日付で、議員立法による改正自殺対策基本法が施行。
 - ※主な改正点
 - ・自殺対策は「生きることの包括的な支援として」「関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施
 - ・自治体（都道府県及び市町村）に対し、新たに自殺対策計画の策定を義務付け
- 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱」を見直し、新たな大綱を平成29年7月25日に閣議決定。
- 地域における計画策定等を支援するため、市町村長等を対象としたトップセミナー、地域自殺対策推進センターの設置促進、ガイドラインの策定及びモデル市町村計画策定事業、等を実施。

(2) 今後の取組

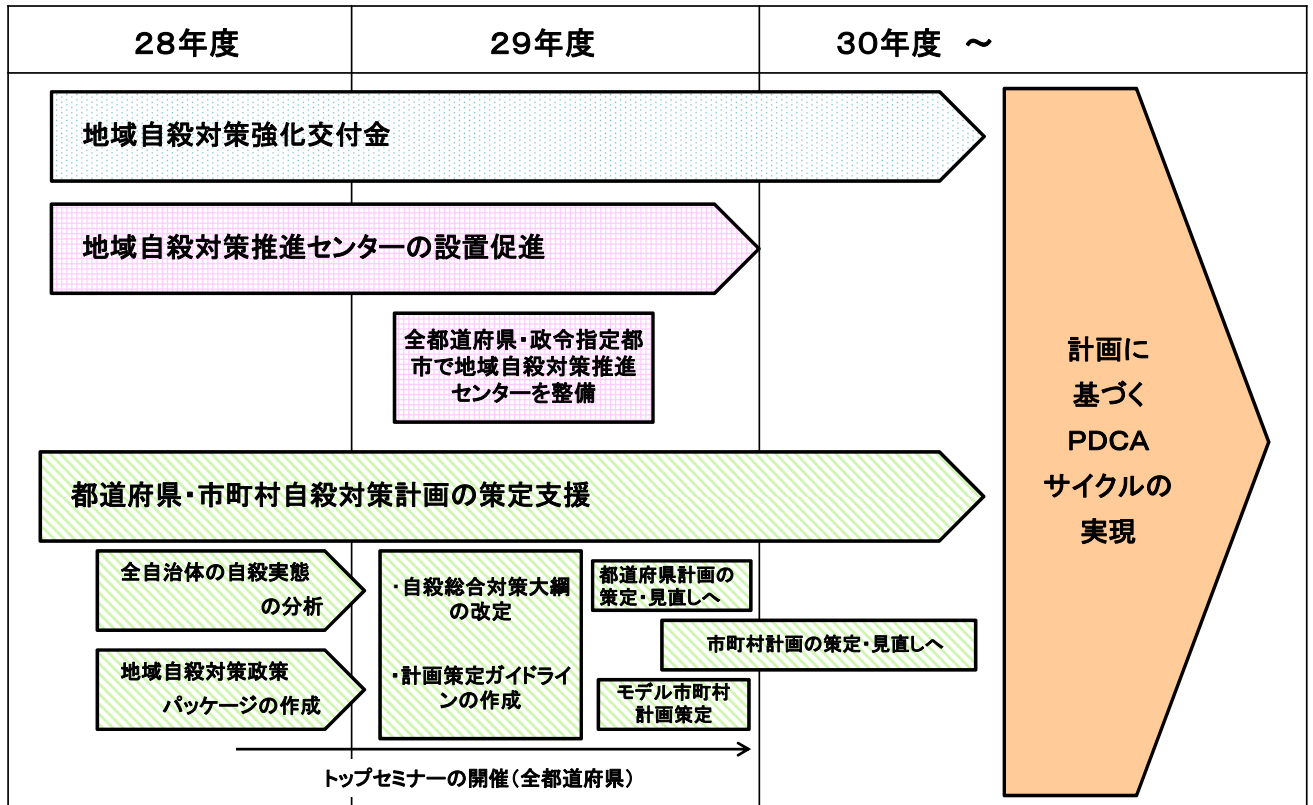
- 今後、平成29年度中を目途に、都道府県において、新たに都道府県自殺対策計画を策定（又は当該計画を見直し）。また、平成30年度中に、市町村において、新たに市町村自殺対策計画を策定（又は当該計画を見直し）。
- 平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件を受けて、同年12月19日に政府としての再発防止策を取りまとめ、厚生労働省は、①ICTを活用した相談窓口への誘導の強化、②SNS等を活用した相談対応の強化、③若者の居場所づくりの支援等、を柱として取組を推進。

自殺者数の推移（自殺統計）



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成
注）平成29年は速報値

今後の自殺対策の流れ(イメージ)



「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み（例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進	2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（<u>SOSの出し方に関する教育の推進</u>） ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進	3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（<u>革新的自殺研究推進プログラム</u>） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・<u>オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析</u>	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進	8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進	9. 遺された人への支援を充実する ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援	10. 民間団体との連携を強化する ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援	12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

座間市における事件の再発防止策の概要

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件は、加害者が、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。政府一体となって、関係者の協力を得つつ、以下の再発防止策に迅速に取り組む。

1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策

(1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進

- 利用規約等（自殺の誘引情報等の書き込みの禁止・削除等）に関する事業者への要請、利用者への注意喚起

(2) 事業者・関係者による削除等の強化

- ① 事業者による自主的な削除の強化
 - 青少年ネット利用環境整備協議会の提言を踏まえたSNS事業者による取組への協力
- ② 事業者による削除を支える団体の支援
 - インターネット・ホットラインセンターの機能強化による削除依頼の支援
 - サイバーパトロールの強化

2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策

(1) ICTを活用した相談機能の強化

- ① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化
 - 検索事業者・SNS事業者と自殺対策関係NPO法人をつなぐ場の設置
 - SNS等に対応した相談窓口への誘導の強化
- ② SNS等を活用した相談対応の強化
 - 地方公共団体におけるSNSを活用した相談事業の実施
 - 広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業の実施

(2) 若者の居場所づくりの支援等

- SOSの出し方に関する教育やSOSを受け止めて支援する方策も組み合わせた新たな居場所づくりのモデルの作成
- 自殺総合対策大綱に基づく若者等の自殺対策の更なる推進

3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

(1) 教育・啓発・相談の強化

(2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行

- ① 今後の検証は、自殺対策基本法に基づく年次報告の作成過程で確実にを行い、政府の自殺総合対策大綱の見直し等に反映
- ② 関連施策は、青少年インターネット環境整備基本計画の次期見直しに反映
- ③ 本再発防止策に限らず、自殺総合対策大綱の推進状況は、新たに設置する有識者会議で評価

座間市における事件の再発防止に向けた主な対策（厚生労働省）

	ICTを活用した相談窓口への誘導	SNSによる相談	若者の居場所づくり支援
2017年度	○「自殺」「死にたい」等の検索があった場合に適切な相談窓口へ誘導する仕組みづくり ・検索事業者等において、自殺に関する用語が検索された場合、SNS等に対応したものを含めたより幅広い相談窓口を紹介できるようHPを見直し。 ・検索事業者等にHPを活用依頼 ・厚労省HPの改善（スマートフォン対応など若者向け改善に着手）	○広く若者一般を対象とする、SNSによる相談事業の開始（地域自殺対策強化交付金を活用） （3月（自殺対策強化月間）に実施） ○IP電話に対応した公的な相談窓口の設定について検討・実施	○自殺対策に資する若者の居場所づくり好事例を収集し、全国の自治体に横展開。 ○厚労省内外の他の居場所づくり関連事業と連携。 ○SOSの出し方に関する教育について、文科省との連携通知を发出。
2018年度	○若者を相談窓口につなげる支援、SNSによる相談ノウハウの向上、居場所づくりに対する支援について、具体的な取組と実践的研究を一体的に実施。（地域自殺対策強化交付金を活用）		
	○インターネットの活用等による新たな情報提供等の仕組みの開発。	○SNSによる相談事業の本格実施 ・相談事業の実施状況を検証しながら、相談体制の整備方針を検討、相談支援ノウハウを集約したガイドラインを作成、相談員の研修を実施。（文科省と緊密に連携。） ・研究成果の実践への還元を図り、SNS相談をレベルアップ、取組を波及・拡大。	○若者向け居場所活動の推進（地域自殺対策強化交付金を活用） ・ゲートキーパー養成研修や、SOSの出し方に関する教育のノウハウ等も組み合わせた、新しい居場所づくりのモデルを作成。

自殺総合対策の更なる推進

新たな自殺総合対策大綱に掲げた数値目標：
自殺死亡率を平成38年までに平成27年比で30%以上減少

平成30年度予算額(案)：31億円

(平成29年度予算額：30億円)

【内訳】 地域自殺対策強化交付金 26.0億円(25.0億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費 2.1億円(2.0億円)
自殺総合対策推進センター運営事業費 1.5億円(1.5億円)
その他(本省費) 1.2億円(1.3億円)

1. 地域自殺対策強化交付金

- 自殺対策基本法及び平成29年7月に策定した自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 子ども・若者の自殺対策については、座間市における事件を受け、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICTを活用した相談窓口への誘導、SNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行う。

【新規】若者に向けた緊急的な自殺対策の推進

- インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実に向けて、SNSを活用した相談機会の確保や若者の居場所づくり等への支援と政策効果を高めるための実践的な研究とを一体的に実施。

若者を相談窓口へつなげる支援



・インターネットの活用等による新たな情報提供等の仕組みの開発

SNSによる相談ノウハウの向上



・SNSによる相談事業を実施・検証しながら、相談支援ノウハウを集約したガイドラインの作成、相談員の研修等を実施

居場所づくりに対する支援



・若者向け居場所活動の推進
・ゲートキーパー養成研修や、SOSの出し方に関する教育のノウハウ等も組み合わせた、新しい居場所づくりのモデルを作成

2. 地域自殺対策推進センターへの支援等

地域自殺対策推進センターが管内市町村の自殺対策計画の策定等を支援等できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターにおける調査研究等を引き続き推進する。

1 無料低額介護医療院利用事業等について

(1) 無料低額介護医療院利用事業の創設について

平成 30 年 4 月に、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設される。これに併せて、社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号が改正され、第二種社会福祉事業として、生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業（以下「無料低額介護医療院利用事業」という。）が平成 30 年 4 月に創設される。

これを踏まえ、無料低額介護医療院利用事業の基準及びその運用等を整理した「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業（平成 30 年 2 月 20 日付社援発 0220 第 1 号・老発 0220 第 1 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）」及び「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業（平成 30 年 2 月 20 日付社援総発 0220 第 1 号・老老発 0220 第 1 号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長連名通知）」を発出した。

無料低額介護医療院利用事業の基準については、生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料低額老健施設利用事業」という。）の基準を基本とした上で、介護医療院が介護療養病床の医療機能を維持していくこととされていることを踏まえ、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）の基準の一部を取り込んだ内容としている。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、詳しくは通知文書を御確認いただき、適正な無料低額介護医療院利用事業の実施に御配慮いただくようお願いしたい。

(2) 無料低額診療事業等に係る運用上の留意事項について

無料低額診療事業、無料低額老健施設利用事業及び無料低額介護医療院利用事業（以下「無料低額診療事業等」という。）については、「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等」に係る運用上

の留意事項について（平成30年1月18日付社援総発0118第1号・老老発0118第1号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長連名通知）」等を発出し、「診療施設内で投薬を行った場合の取扱い」及び「無料低額診療事業等を行う施設の周知」等について通知したが、無料低額介護医療院利用事業が創設されるに当たり、これまで示してきた無料低額診療事業等に係る通知を整理し、運用上の留意事項を改めてお示ししたものである。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、無料低額診療事業等の運用にあたり御留意いただくようお願いしたい。

2 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下、「共同募金」という）は、昭和 22 年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与してきたところである。

昭和 22 年当時から募金運動の中心は自治会や町内会など地縁組織による戸別募金であり、現在でも募金額の 7 割以上が戸別募金によるもの（平成 28 年度実績）である。

しかし、地域の人口の減少や地縁の希薄化などを背景に戸別募金による募金は減少傾向にあり、法人募金の減少も相まって共同募金の募金額は平成 7 年度をピークに減少傾向が始まり、平成 10 年度以降は対前年を下回る状況が続いている。

厚生労働省では、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、平成 29 年 5 月に成立した改正社会福祉法（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号））により、包括的な支援体制の構築を進めている。平成 29 年 9 月に公表された「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」（座長：原田正樹日本福祉大学学長補佐）最終とりまとめでは、共同募金の取組に関連して、

- ・ こうした地域づくりを推進するための財源については（略）共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進したり、クラウドファンディングや S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組等を取り入れていくことも有効である。企業の社会貢献活動等と協働していく観点も必要であり、財源等を必要としている主体と資源を保有する企業等とのマッチングが必要である。

といった指摘がなされているところである。

また、上記改正社会福祉法を踏まえ、平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」で示している、市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインにおいては、市町村計画及び都道府県支援計画に盛り込むべき事項の 1 つとして、「地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附

や共同募金等の取組の推進」そして、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用等について例示されているところである。

共同募金は、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援する仕組みとして重要であるとともに、地域で募金が行われ地域のために使われるという特性から、地域の住民や地域で活動する人をつなぎ、住民主体で地域を支える契機を作る役割を期待される存在である。

これまでの積み上げた信頼や関係者との繋がりを活かしながら、新たな取組み等を進めることにより共同募金を活性化することが地域福祉の向上や地域の問題解決の一方策であるため、各自治体においても共同募金への協力支援を含め連携を進めていただけるようお願いする。

3 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていたところである。

平成30年度の大臣表彰実施に際しては、後日実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、平成30年7月の提出とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、大臣表彰等については、近年、推薦後の取り下げ等が散見されることから、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

(参考)

平成30年度全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 平成30年11月22日（木）

場 所 メルパルクホール（東京都港区芝公園）

平成30年度 社会・援護局関係主要行事予定＜社会関係＞

月	行 事	開催場所	開催日等	所 管
4 月	・生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議	東京都内	25日（水）・26日（木）	自立推進・指導監査室
5 月	・新任基礎研修会〔査察指導員等〕	東京都内	5月上旬	自立推進・指導監査室
	・消費生活協同組合行政担当者全国会議	厚生労働省	5月下旬	消費生活協同組合業務室
6 月				
7 月				
8 月	・生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	8月上旬	保護課
	・全国生活保護査察指導に関する研究協議会	東京都内	8月下旬～9月上旬	自立推進・指導監査室
9 月	・自殺予防週間	全国	9月10日～16日	自殺対策推進室
	・全国民生委員児童委員大会	沖縄県 (沖縄コンベンションセンター)	27日（木）～28日（金）	地域福祉課
10月	・共同募金運動	全国	10月～3月	総務課
	・平成30年度厚生労働大臣表彰（生協関係）※5年に1回	厚生労働省		消費生活協同組合業務室
11月	・福祉人材確保重点実施期間	全国	4日（日）～17日（土）	福祉人材確保対策室
	・介護の日	全国	11日（日）	福祉人材確保対策室
	・全国社会福祉大会	東京都 (メルパルク東京)	22日（木）	総務課
	・生活保護就労支援員全国研修会	東京都		保護課
12月				
30年				
1 月	・全国厚生労働関係部局長会議	厚生労働省	1月中旬	厚生労働省
	・介護福祉士国家試験（筆記試験）	全国各会場	1月下旬	福祉基盤課
2 月	・社会福祉士国家試験（筆記試験）	全国各会場	2月上旬	福祉基盤課
3 月	・社会・援護局関係主管課長会議	厚生労働省	3月上旬	総務課
	・生活保護関係全国係長会議	厚生労働省	3月上旬	保護課
	・介護福祉士国家試験（実技試験）	全国各会場	3月上旬	福祉基盤課
	・自殺対策強化月間	全国	3月1日～31日	自殺対策推進室